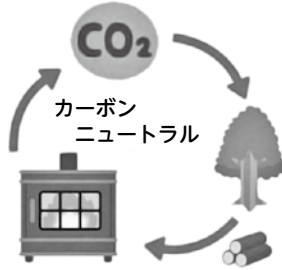


薪ストーブ等の使用にご注意を！

薪ストーブやペレットストーブは、木質資源を燃料としているためカーボンニュートラルであり、地球温暖化対策としても注目されています。

※カーボンニュートラルとは
 燃焼によりCO₂（二酸化炭素）が発生しても、植物の成長過程で光合成によりCO₂を吸収しているため、CO₂排出量の収支がゼロになる状態。



一方で、誤った使用方法により煙や臭いが発生し、近隣トラブルにつながる場合があります。適切に使用し、ご近所への配慮をお願いします。

注意点

- ・十分に乾燥した薪を使用しましょう。水分を含んだ薪は不完全燃焼の原因になり、煙や臭いが発生しやすくなります。
- ・建築廃材、紙、プラスチックなどの不適切な燃料を燃やさないでください。
- ・定期的に掃除と点検をしましょう。
- ・煙突の設置位置や高さに注意しましょう。

参考 環境省「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック」

環境課 ☎(72)4438

イベント等の中止について

津波土砂避難訓練

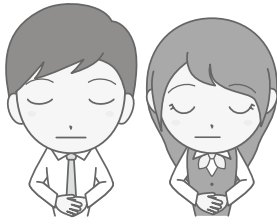
問危機管理課 ☎内線241

大磯チャレンジライブ

問町青少年指導員連絡協議会事務局（生涯学習課内）
 ☎内線346

第67回大磯一周駅伝大会

問スポーツ健康課 ☎内線324



令和3年度からの住民税（町・県民税）税制改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

給与所得控除の見直し

①給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。

②給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、控除の上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

公的年金等控除の見直し

①公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。

②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額は195万5千円が上限とされます。

③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が右記①及び②の見直しの後の控

除金額から引き下げられます。

を超える場合に控除されます。

基礎控除の見直し

①基礎控除額が10万円引き上げられます。

②合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500万円を超えると、基礎控除は適用なしとなります。

調整控除の見直し

前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

所得金額調整控除の創設

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

- ①給与の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合に控除されます。
- ・本人が特別障害者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

②給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円

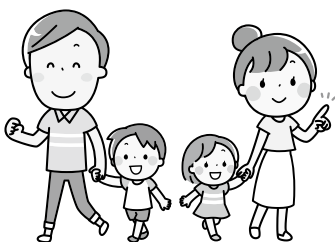
非課税基準・所得控除等の適用に係る合計所得金額要件等の見直し

非課税基準・所得控除等の適用に係る合計所得金額要件等が改正前に10万円上乘せられます。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、措置が講じられました。

※詳細は、ホームページをご覧ください。



問 税務課

☎ 内線253